

2024 年度 グローバル法学科

小 論 文

〔自己推薦 A O (A)〕 14-02

注 意

1. 監督者の合図があるまで問題冊子は開かないでください。
2. 解答はすべて解答用紙のきめられた箇所に記入してください。

井上達夫氏が憲法 9 条削除論について述べている次の文章を読んで、問 1 および問 2 に答えなさい。

◆憲法と安全保障

私 [=井上達夫] は、憲法 9 条を削除せよ、と主張しています。

そういうことを言うだけで、日本の今の言論界では総攻撃を受けるんですね。

誤解してほしくないのは、私が言っているのは 9 条「削除」であって、9 条改正、ではない。

原理主義的護憲派のなかには、井上は改憲論者だ、9 条削除こそが改憲論者の最もやりたいことだ、と言う人がいる。つまり、井上の狙いは、今の [=当時の] 安倍政権のような自民党保守派の狙いと同じだ、というような。

しかし、そうではない。私は、安全保障の問題は、通常の政策として、民主的プロセスのなかで討議されるべきだと考える。ある特定の安全保障観を憲法に固定化すべきでない、と。だから「削除」と言っている。(略)

憲法の役割というのは、政権交代が起こり得るような民主的体制、フェアな政治的競争のルールと、いくら民主政があっても自分を自分で守れないような被差別少数者の人権保障、これらを守らせるためのルールを定めることだと私は考えます。

一方、何が正しい政策か、というのは、民主的な討議の場で争われるべき問題です。自分の考える正しい政策を、憲法に [9 条のような形で] まぎれ込ませて、民主的討議で容易に変えられないようにするのは、アンフェアだ。

安全保障の問題も、通常の民主的討議の場で争われるべきです。(略)

◆徴兵制というシバリ

軍事技術・軍事戦略・兵站・情報通信網とかのテクニカルなことは民主的プロセスでなく、専門家に任せてもいいけど、安全保障の基本原則——非武装中立かスイスみたいに武装中立か、あるいは、専守防衛か、集団的自衛権もオーケーとするか、とか——についても、専門家のほうが判断力があるというのはウソです。そういう自惚れた専門家には、おまえらふざけるな、と言いたい。

ただ、たしかに、民主的プロセスにゆだねて、あぶないことはある。アメリカだって、

民主国家だけど、ベトナム戦争をやったように。

だから、私は9条削除論者で、その意味は、安全保障体制の選択を民主的プロセスにゆだねろということだけど、そのとき、条件づけ制約を憲法は取り込むべきだと思っています。

それは、もし戦力を保有するという決定をしたら、徴兵制でなければいけない、と。かつ、その徴兵制で、良心的兵役拒否を認めなければいけない、と。これを、条件づけ制約として憲法に入れるべきだ、という意見です。

それはなぜかというと、無責任な好戦感情に、国民が侵されないようにするためです。

◆兵役拒否の問題

絶対平和主義を、欺瞞的にではなく、貫くという人がいるなら、それはもちろん立派です。殺されても殺し返さない。非暴力抵抗。そういう峻厳な倫理的責務を負う覚悟があるならば、尊敬に値する。

しかし、それは普通の人には背負えない、過度に重い道徳的責務です。だから、絶対平和主義者でなくてもべつに恥ではない。日本国憲法は、字句どおりに読めば、この普通の人がいけない責務を集団で選んだようになっているから、その部分は削除されるべきだ、と私は言っている。

私自身は、(略)消極的正戦論です。消極的正戦論は、それが課す義務以下に振る舞うこと、すなわち、自衛を超えた戦争は許さない。そして、絶対平和主義の非暴力抵抗のような義務以上の行動については、これをすべての国民に義務として課すのはダメだけど、それを自発的に引き受けるという人がいるなら、排除はしない。

だから、徴兵制をしいたうで、絶対平和主義の人が良心的拒否をするなら、その権利を認める。それは、武器をとって人を殺すことを拒否する権利、ということですね。その権利を認めることで、絶対平和主義の理想を、消極的正戦論に取り込むことが可能だと思うんですよ。

ただし、良心的拒否権を行使する人には、よほど厳しい代替的役務を課さなければなりません。(略)

殺されても殺し返さないという非暴力抵抗の精神が、この権利の根拠ですから、自分も命を失うリスクを引き受けなければならない。非武装で看護兵をやるとかね。あるいは平

時においても、被災地域の救済とか。消防隊とか。

たとえば、韓国は徴兵制をしいているけれど、良心的兵役拒否権はありません。しかし、消防隊員になることは兵役とみなしている。平時においても消防隊員はものすごく危険な仕事だから、実質的・機能的に兵役の等価物なんですね。

要するに、タダ乗りを許さない、と。同胞兵士が生命をかけて戦ってくれるおかげで得られる安全保障の利益は享受しながら、自分だけ安全地帯に逃れるための口実として良心的拒否権を濫用することを許さない。ダブルスタンダードを許さない、という正義の要請を前に言ったけど、タダ乗りを許さない、というのも、同じ正義の要請の一つです。(略)

誤解のないように言っておけば、私は徴兵制を定言的に憲法に入れろと言っているのではないですよ。もし戦力を保有するなら、無差別公平な徴兵制を採り、良心的兵役拒否権を保障しなければならない、そういう条件でのみ戦力を保有できるという条件づけ制約を入れろ、ということです。前に言ったように、戦力を保有するかどうかといった選択は、憲法がすべきではありません。

(出典：井上達夫『リベラルのことは嫌いでも、リベラリズムは嫌いにならないでください』毎日新聞出版、2015年 ※一部省略・改変あり)

問1 著者の井上氏は民主的討議と憲法との関係をどのように捉えているか。安全保障の問題、徴兵制および良心的兵役拒否と関連づけながら簡単に説明しなさい。

問2 著者の井上氏が主張する憲法9条削除論について自分の考えを書きなさい。